

## 議案第43号

### 東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、東十勝介護認定審査会共同設置規約を次のとおり変更する。

### 東十勝介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

東十勝介護認定審査会共同設置規約（平成11年7月1日規約第3号）の一部を次のように変更する。

第4条第3項中「15人」を「20人」に改める。

### 附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。